

新潟県条例第8号

新潟県行政不服審査法施行条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 審査請求及び再審査請求（第3条―第5条）
- 第3章 新潟県行政不服審査会（第6条―第15条）
- 第4章 雑則（第16条・第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 審査請求及び再審査請求

（審理員の守秘義務）

第3条 審理員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（提出書類等の交付手数料）

第4条 法第38条第6項（法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。）において読み替えて適用する法第38条第4項（法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料（以下この章において「手数料」という。）の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。

3 既に納めた手数料は、還付しない。

（手数料の減免）

第5条 審理員（法令の規定により手数料を減額し、又は免除することができることとされている者にあつては、その者。次項において同じ。）は、法第38条第1項（法第66条第1項において読み替えて準用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第38条第1項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

第3章 新潟県行政不服審査会

（附属機関の名称）

第6条 法第81条第1項に規定する附属機関の名称は、新潟県行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

（委員）

第7条 審査会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第8条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第9条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第7条第6項及び第7項の規定は、専門委員について準用する。

(合議体)

第10条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(会議の非公開)

第11条 審査会の会議は、これを公開しない。ただし、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条各号に掲げる情報が公になるおそれがない場合において、出席した委員の過半数で議決したときは、会議の全部又は一部を公開することができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務管理部において行う。

(提出資料の交付手数料)

第13条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この章において「手数料」という。）の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。

3 既に納めた手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第14条 審査会は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(規則への委任)

第15条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、審査庁となるべき行政庁が定める。

(罰則)

第17条 第3条又は第7条第6項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。